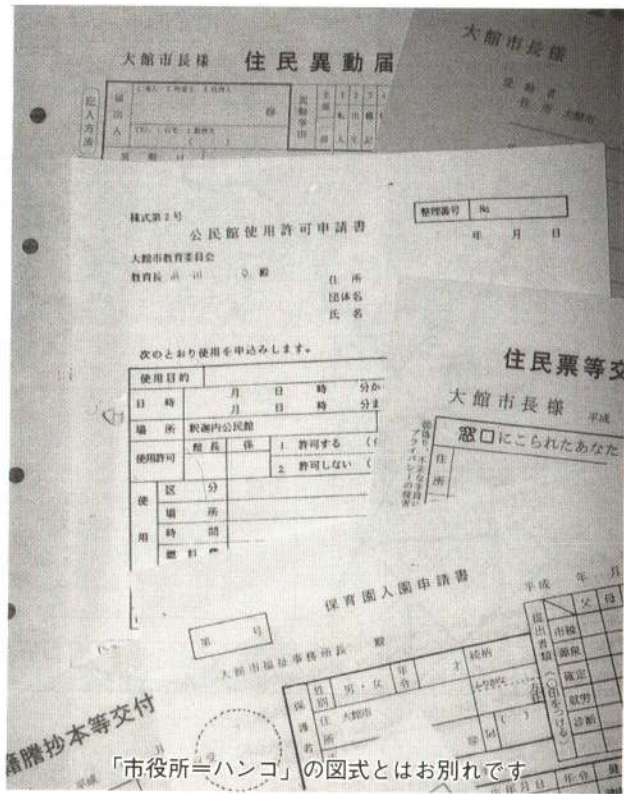


窓口サービス向上!

ハンコがなくても受け付けます

—4月から200の申請書で押印不要—



市民の皆さんが市へ提出する様々な申請書。市では手続きをより簡単なものにするため、申請書の一部に施するのは四月からです。この春、市役所が変わります。

窓口での不便を解消

従来、市の窓口で何か手続きをする際には、必ずと言っていいくらい、印鑑が必要とされています。皆さんの中にも、本人が窓口へ出て向いているにもかかわらず、印鑑を持参していなかったために申請手続きができず、不便を感じていた人が少なくないのではないのでしょうか。

そこで、市では申請手続きをより簡単なものにするために、市民

の皆さんから提出されるすべての申請書・六〇一種類について、印鑑をお持ちでなくても署名などに代えてその場で手続きができないものか、検討を加えてきました。その結果、四月一日から、市の各種窓口へ提出される申請書を中心に、一部既に実施されているものも含めて二〇〇種類(全体の三三・三%)の申請書について押印を不要とすることにしました。これは申請件数で換算すると、五年度総数の八〇%強に相当します。

押印を廃止する主な申請書等

- 住民異動届
- 住民票等交付申請書
- 戸籍謄・抄本等交付申請書
- 年金等現況届証明申請書
- 保育園入園申請書
- 幼稚園入園願
- 大館市総合福祉センター使用許可申請書
- 体育館使用許可申請書
- 公民館使用許可申請書
- 市民文化会館使用許可申請書

など170種類

拇印・自署・身分証明書の提示などで押印に代えることができるようになる申請書等

- 税諸証明交付申請書(所得証明、課税証明等)
- など14種類

今回改善される主な申請書は右記のとおりです。

でも、全部ではありません

ただし、法令等の定めにより押印が義務付けられている書類(婚姻届・出生届・市県民税申告書など)や、金銭にかかわる書類および本人の意思や責任の確認により慎重さが要求される書類(補助金交付申請書・市営住宅入居申込書など)については押印の省略が難しいため、今までもどおり押印が必要となります。また、今回押印が省略されることになった申請書でも、代理人が申請する際には、同意書に本人の押印が必要となる場合もありますので、お間違いのない

ようお願いいたします。詳しくは各窓口でもご案内します。

さらなるサービス向上を

これにより、「印鑑を持参しなかつたために手続きができなかつた」というような窓口でのトラブルは、ずいぶんと少なくなるでしょうし、「杓子定規」というあまり良いとはいえないイメージで語られることの多かつた市役所の窓口サービスも、汚名を払拭するきっかけをつかめるかと思えます。市では、今後も申請手続きの簡便化へ向け、さらに改善を重ねていきますので、皆さんのご理解をお願いします。

企画調整課(内線268)